

宇都宮市女性活躍推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する女性活躍推進補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号。以下「規則」という。）に定めるものほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、市内の中小企業が取り組む、女性が働きやすい職場環境整備及び女性従業員のための健康経営に要する経費の一部を補助することにより、女性の活躍推進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、一般事業主行動計画の意義は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第1項又は第7項に基づき同条第1項に規定する一般事業主行動計画をいう。

2 この要綱において、中小企業とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第7項に規定する一般事業主行動計画の策定に努めるとされる一般事業主をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に主たる事業所を有する事業者であること。
- (2) 常時雇用する従業員が100名以下であること。
- (3) 一般事業主行動計画を策定している事業者であること。

なお、一般事業主行動計画を策定していない場合は、実績報告までに策定すること。

- (4) 市税の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、一般事業主行動計画に掲げた目標の達成に向け、女性就業環境の改善及び女性従業員のための健康経営に係る取組とする。

2 補助金の交付は、一の補助対象者につき1件に限る。

3 国又は県等公的機関が交付する他の補助金等の交付を受けている又は受ける予定となっている事業については、交付対象としないものとする。

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付対象となる経費、補助率及び補助金の限度額は、別表1に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(2) 事業終了後5年間、事業成果の報告及び事業に関する調査に協力すること。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、当該補助事業に着手する前に市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 事業実施に係る見積書等の写し

(4) 工事前または備品設置前の現況写真

(5) 一般事業主行動計画を策定している場合はその写し

(6) 登記事項証明書又はこれに代わるもの（個人事業者の場合は、開業届出書の写し及び住民票）

(7) 市税の滞納のないことの証明書

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 令和7年度分の補助金に限り、令和7年4月1日から同年5月31日までの間に補助事業に着手した場合においては、前項の規定にかかわらず、令和7年度の申請期間内に、申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 前2項の規定による交付申請は、市長が別に定める申請期間内に行うものとする。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、これを審査し、予算の範囲内において補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金等交付決定通知書により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定に当たり、申請者に対して条件を付すことができるものとする。

(交付申請の変更等)

第10条 申請者は、第8条の申請書の内容を変更し又は廃止しようとするときは、補助金交付申請変更等届出書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の届出書の提出があった場合に準用する。ただし、交付決定額の増額は行わない。

(実績報告)

第11条 交付決定事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助事業完了報告書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象事業の経過及び成果を証する書類
- (4) 支払いを証する書類
- (5) 工事後または備品設置後の現況写真
- (6) 一般事業主行動計画の写し（申請時に未策定の場合）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前項の書類を受理した場合は、その内容を審査し、補助対象事業の実施結果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付請求書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等確定通知書の写し
- (2) 振込口座が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたと

きは、補助金等返還請求書により通知するとともに、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、当該補助金の交付を受けた者に対し、当該取消しに係る補助金の返還を命じるものとする。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
 - (2) 補助金交付の条件に違反したとき
 - (3) その他市長が不適当であると認めたとき
- (財産の処分の制限)

第15条 交付決定事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、次の各号のいずれか該当する場合は、この限りでない。

- (1) 交付決定事業者が、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合
 - (2) 補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が適当と認める期間を経過した場合
- 2 交付決定事業者が前項第1号又は第2号に該当する場合の手続については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和38年法律第179号）の例によるものとする。

(報告及び調査)

第16条 市長は、必要と認める事項について、交付決定事業者に対し報告を求め、又は調査することができる。

(様式)

第17条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文（令和6年8月1日告示第269-2号）

令和6年度分の補助金から適用する。

改正文（令和7年6月1日告示第232号）

令和7年度分の補助金から適用する。

別表1（第6条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金額	経費の内容	対象経費の条件等
1 女性就業環境の改善	(1) 工事費	対象経費の2分の1以内 (上限50万円) ※千円未満の端数切捨て	ア 女性専用スペース（女性専用トイレ、更衣室、休憩室、シャワールーム、授乳スペース、搾乳スペース等）の整備に要する費用 イ 託児室の設置に要する費用 ウ 男女兼用スペース又は男性専用スペースを女性専用スペースに改装・分割する場合の費用	(ア) 補助対象となる経費については、改修工事と工事に直接関係する諸経費、備品購入費と備品の導入に係る費用（賃借料等）とし、既存設備の取り壊し、既存備品の買い替え等に要する費用は対象外とする。
	(2) 備品購入費		ア 女性専用スペースに付属する備品（トイレに設置するウォシュレット、更衣室に設置するエアコン、ロッカー等）の購入に要する費用 イ テレワークなど女性従業員の柔軟な働き方を可能とする備品（Webカメラ、マイク等）の購入に要する費用 ウ 工事現場等における	(イ) 改修工事の実施及び備品の設置は、市内における自己所有の事業所に限ることとし、新規事業所の開設に係る改修工事及び備品の購入は対象外とする。 (ウ) 男女兼用スペース又は男性専用スペースを改

		女性専用仮設トイレ及び仮設更衣室の導入に要する費用	装・分割する場合は、女性専用スペースに該当する費用のみに限る。 (エ) 汎用性のある備品の購入（パソコン等）は対象外とする。
2 女性従業員のための健康経営に関する取組	(1) 女性特有の健康課題をテクノロジーで解決するための製品（以下「フェムテック製品」という。）の購入費	ア フェムテック製品（生理用品 I o T ディスペンサー、骨盤底筋強化椅子等）の購入に要する費用	(オ) 工事現場等における女性専用仮設トイレ及び仮設更衣室の賃貸借を伴う導入については、借用期間等の条件を聴取し、別途判断する。
	(2) 女性特有の健康課題をテクノロジーで解決するためのサービス（以下「フェムテックサービス」という。）の導入費	ア フェムテックサービス（オンラインを活用した医師への診療、相談、ピル処方等）の導入に要する費用	(ア) 市内の事業所で利用するサービスに限る。 (イ) 補助対象経費は、初年度分のみとし、2年目以降は対象外とする。 (ウ) 個人用アプリケーションの登録及び導入は対

				象外とする。
--	--	--	--	--------